

# 令和元年第3回定例会

## 奈井江町議会定例会会議録

令和元年9月5日 開会

令和元年9月12日 閉会

奈 井 江 町 議 会

## 令和元年第3回奈井江町議会定例会

令和元年9月5日（木曜日）

午前9時59分開会

### ○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
  - ①会務報告
  - ②議会運営委員会報告
  - ③委員会所管事務調査報告
  - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第1号 補助団体監査結果報告について
- 第 7 報告第2号 令和元年度に公表する健全化判断比率について
- 第 8 報告第3号 令和元年度に公表する資金不足比率について
- 第 9 報告第4号 令和元年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第10 議案第1号 令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議案第5号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第6号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第7号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第2号 令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）
  
- 第15 認定第1号 平成30年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成30年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	三本英司
副町	長	相澤公
教	育	長 萬博文
総務課	参事	碓井直樹
保健福祉課	参事	小澤敏博
会計	管理者	横山誠
企画	財政課長	小澤克則
町	民生活課長	馬場和浩
建設	環境課長	大津一由
産業	観光課長	辻脇泰弘
保健	福祉課長	石塚俊也
保健福祉課	課長補佐	鈴木久枝
教育委員会	事務局長	松本正志
町立	病院事務長	杉野和博
代表	監査委員	中野浩二
農業	委員会会長	千徳信行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝	本	静
議	会	庶	務	係	長	東	藤	美妃代

---

## 開会・挨拶

### ●議長

おはようございます。

只今、出席議員9名で、定足数に達していますので、令和元年奈井江町議会第3回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番大関議員、3番竹森議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

### ●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から12日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から12日までの8日間に決定しました。

---

## 日程第3 議長諸般報告

(10時00分)

### 1. 会務報告

### ●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。  
会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

---

## 2. 議会運営委員会報告

### ●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。  
議会運営委員長、6番笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

### ●6番

皆さん、おはようございます。

令和元年6月15日以降に開催されました、議会運営委員会の報告を致します。

令和元年6月15日から本日まで、議会運営委員会は1回開催されております。

開催内容を報告致します。

委員会開催日8月30日。

調査事項は、第3回定例会に関する議会運営について。

調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④決算審査特別委員会について、⑤請願、意見案、陳情の取扱いについて、⑥調査について、⑦その他についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

---

## 3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

### ●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。  
まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

### ●2番

皆さん、おはようございます。

それでは、第2回定例会におきまして付託されました事項について、調査が終了しておりますので、結果をご報告致します。

委員会開催日7月18日、調査事項、調査第1号「地域包括ケアシステムの推進につ

いて（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料は別紙のとおり。

意見・要望と致しまして、本町の高齢化率は40%を超えており、今後、人口減少とともに2025年には、高齢化率が45.1%に達することが予想されております。

このような状況の中、住民組織や民間事業者など多様な主体による生活支援サービスや認知症支援対策の充実、医療と介護との連携強化など、町の特性や社会資源を活かした地域包括ケアシステムの構築が重要であることが報告された。

地域包括ケアシステムの構築には住民の力が不可欠であるが、社会福祉協議会と連携し町内のサロン活動が広がりを見せていることは評価するものである。

今後においても、地域包括ケアシステムの推進のために住民の中に、自助と互助の必要性や在宅ケアについて理解されるよう、より一層の啓蒙、普及に取り組んで頂きたい。

また、日本介護事業団の協力を得て健寿苑、小規模多機能型居宅介護ごきげん、やすらぎの家の視察を行いました。

民間のノウハウを取り入れ徐々にではあるが、サービスの向上に繋がっていることがうかがえた。民間と行政が一体となり、本町の地域包括ケアシステムが益々推進されることを期待するものであります。

委員会開催日8月9日、調査事項、調査第2号「児童生徒の学力と体力の状況について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料は別紙のとおり。

意見・要望と致しまして、全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力・運動習慣等調査について報告を受けました。

特に、こども園において中学校の体育教員と連携し、運動を指導する取り組みは評価するものである。小さな頃から運動の基礎を身に付けることは大切なことであるので、今後も継続して実施して頂きたい。

調査結果からは、小中学生ともに自尊感情や規範意識が高い傾向は評価するものであるが、家庭学習時間や計画性に課題があることがうかがえる。学習意欲を高め、基礎基本の定着を図るために、放課後学習や公設塾の開設等、様々な施策が展開されているが効果的な施策になることを期待するものである。

また、望ましい生活習慣の確立には家庭の協力が不可欠であることから、保護者への啓発についても努力願いたい。

委員会開催日8月9日、調査事項、調査第3号「環境衛生（一般廃棄物を除く）について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は別紙のとおりであります。

意見・要望と致しまして、葬斎場は昭和60年に建設されて以来34年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、令和3年度を目途に砂川地区衛生組合へ加入する方向で協議されていることが報告された。

砂川地区衛生組合へ加入するまでは、火葬炉など計画的に修繕を行い、適正な管理運営に努めていただきたい。

墓地管理においては、業者委託による草刈が行われ桶立て修繕も完了しているが、今後においても美観を損なわぬよう管理の充実を図られたい。

公衆浴場では、地域住民の保健衛生上大きな役割を果たしており、地域住民の交流の場ともなっている。引き続き、経営の安定化支援に努めて頂きたい。

公害関係では、近年、苦情申し立てはないものの、今後とも快適な生活環境を守るため、巡視等に心がけて頂きたい。

委員会開催日 8月19日、調査事項、調査第4号「町税の賦課徴収状況と財政状況について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、税の徴収においては、納税相談を丁寧に行い全期間未納者の人数が減少していることは評価するものである。

税は、町政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも徴収率の向上に努めて頂きたい。

財政状況では、町税、普通交付税の増加が見込めない中、経常収支比率が高い水準にあることから、歳入の確保と歳出の削減に努め、基金の確保にも十分留意され、健全財政の堅持に努力願いたい。

また、ふるさと納税については、町の貴重な財源であることから寄付額が伸びるようPRの強化に努めて頂きたい。

昨年度より都道府県化された国民健康保険制度では、今後も公平で適切な保険税率の設定や、基金の有効活用など安定的な運営に取り組んで頂きたい。

以上、報告と致します。

---

(広報常任委員会)

(10時09分)

●議長

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。

広報常任委員会より、報告を致します。

委員会開催日 6月21日、7月3日、7月11日、7月18日と、計4回開催を致しました。調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、議会だより第16号の構成について。

なお、7月18日には、北海道町村議会議長会広報研修会出席のため、連絡等の確認を行っております。

8月1日には、議会だより第16号を発行致しました。

以上、報告と致します。

---

#### 4. 例月出納定例検査報告

##### ●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

##### ●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時10分)

##### ●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

##### ●町長

おはようございます。

第3回定例会大変ご苦労さまでございます。

令和元年第2回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まず、総務課の関係ですが、7月2日、奈井江町地域防災セミナーが、連合区、行政区の役員、福祉施設職員、役場職員など、51名の参加のもと、公民館で開催されました。

セミナーでは、グループワークにより、災害に備え、自分や地域でできることの発表が行われましたが、今後とも、町民が防災について話し合い、共助の意識を高めていく取り組みを進めて参ります。

次に、企画財政課関係では、本年度の空知地方総合開発期成会の要望活動で、7月1

6日には、北海道知事及び道議会等に対し、また、7月31日から8月1日には、道内選出の国会議員、各省庁に対して、令和2年度予算編成に向けて、「地方財政の充実強化」、「医療・健康施策の充実」、さらには「各種農業政策の充実」等、空知地方の広域的・管内的課題について、強く要望を行ってきたところであります。

産業観光課関係では、8月30日、農業委員会の水稲作況現地確認に同行させていただきました。

今年は、5月下旬から7月中旬にかけて、おおむね天候に恵まれ、生育も順調であり、不稔、病害虫の影響も少ないという状況であります。北海道農政事務所が公表した8月15日現在の作柄概況についても、北空知は「良」となっております。

間もなく収穫作業が始まるものと思いますが、作業が順調に進み、実り多き出来秋を迎えることができるよう期待するものであります。

8月24日・25日には、ないえ産業まつりが開催されました。

雨の影響が心配されましたが、当日は、好天に恵まれ、町内各種団体、企業、子ども会議など、多くの町民の皆様のご参加を頂く中で、町内外から延べ2800人のご来場を頂き、盛会のうちに開催されました。

ご協力を頂きました、町内関係団体の皆様に、感謝を申し上げます。

最後になりますが、紙面に記載ございませんが、8月22日から25日にかけて、ないえ温泉で提供した料理により、利用客10名が、ノロウィルスによる食中毒を発症し、後日、4名の方が通院しております。

指定管理者は、滝川保健所より、8月30日から4日間の営業停止命令を受け、食事の提供を自粛したところでありますけれども、指定管理者からは、「被害者の症状も、既に回復している」とのこと、「被害者の方たちと速やかに連絡を取り、謝罪賠償等の対応を行っている」との報告がなされているところであります。

また、ないえ温泉につきましては、大変残念ではありますが、8月31日をもって営業休止となりました。

現在、指定管理者において、施設内の整理、保全作業が行われており、9月10日を目前に、施設の引き渡しが行われる予定となっております。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

---

## (教育行政報告)

(10時15分)

### ●議長

教育長。

(教育長 登壇)

### ●教育長

おはようございます。

第3回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

それでは、教育行政報告と致しまして、3点について、ご報告を申し上げたいと思います。

まず、1点目は、7月31日に開催を致しました、奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議についてでございます。

本年度におきましても、各委員より賜りました、昨年度の教育事務事業に対する評価と意見・要望等を報告書にまとめまして、本定例会に提出をさせて頂いているところでございます。

今後とも、委員各位のご意見等を踏まえまして、各事務事業の推進に努めて参りたいと考えているところでございます。

次に、2点目と致しまして、8月9日、中体連全国大会表敬訪問についてでございます。

7月30日から、千歳市で開催をされました全道中体連ソフトテニス男子団体戦におきまして、奈井江中学校の生徒諸君が見事、準優勝を果たし、先月22日に、京都府で開催された全国大会に北海道の代表として出場を致しました。

全国大会では、1回戦、山口県の代表校と対戦をし、試合成績2対1で、惜敗を致しましたが、全国大会に出場するという快挙を成し遂げ、本校の新たな伝統を築いた、生徒諸君の健闘を大いに称えたいと思っているところでございます。

また、ご声援を賜りました町民各位に、心より感謝申し上げます。

次に、3点目と致しまして、教育行政報告には記載しておりませんが、本年4月18日に行われました全国学力・学習状況調査の調査結果が、7月31日、文部科学省より公表されたところでございます。

本年度の学力テストにおきましては、国語・算数、数学とも、知識を問うA問題、それから応用、課題解決力を問うB問題を1つに統合をしたということと、中学校におきましては、今回初めて英語が出題されたところでございます。

平均正答率では、小学校・中学校とも各教科におきまして、全国・全道の平均を下回る結果となったところでございます。

今回の調査結果を踏まえまして、分析・検証を行い、基礎学力の定着に向けまして、学校と共に、取り組んで参りたいと考えているところでございます。

なお、詳細な調査結果につきましては、各学校の学校だより、また、教育委員会におきましても、広報「ないえ」を通じまして、今後、お知らせをする予定となっているところでございます。

以上、教育行政報告と致します。

#### ●議長

以上で、行政報告を終わります。

---

### 日程第5 町政一般質問

(10時18分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

---

(1. 4番遠藤議員の質問・答弁)

(10時18分)

●議長

4番遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番

第3回の定例会ご出席、大変ご苦労さまです。

本日は、町長に大綱2点の質問をさせていただきます。

最初に、認定農業者制度についてということで、お伺い致します。

今や、全国的に見ても、農業の課題と言えば、担い手の確保が最重要課題だと思います。

高齢化の進行とともに、ここ数年で農家人口が急速に減少している状況です。

これまで、農業を振り返ると、私が知る限りでは、大変な苦労が脳裏に焼き付いております。

お年寄りから子供まで家族総出で、共に我が家を築き上げてきた時代から、今や機械化の時代になってきたとはいえ、何かと1人よりは2人、2人よりは3人、やはり人手が必要です。

今、農業女性達もアイデアと工夫を凝らし、様々な方向に広がりを見せています。

こうした状況を見た時に、認定農業者は、性別を問わない、親子関係や夫婦も良いとされていますが、ほとんどが、夫であったり、又、夫と息子であったりと、夫婦での認定がほとんどない状況だと思います。

農業は、夫婦共に働く共同経営者だと私は思いますから、今後、女性も共同申請をし、認定農業者になって頂きたいと私は思います。

女性が認定農業者になって、何が変わったのかというアンケート調査から、1つ目は、共同経営者という気持ちが強くなった。

2つ目に、農業経営の収支や家計簿などの経営管理に関心が増した。

3つ目に、農業経営に関する研修会等には積極的に参加したいと思うようになった。

4つ目に、夫との話し合いが増したという中では、意欲をもって経営規模を拡大したという声。

また、5つ目には、家族経営協定の見直しを行った、そういった声があります。

共同申請をしたからといって、経営の中ですぐに何か変化があるというものではありません。

逆に、経営主がなっていれば良いのではないか、また、更にはメリットがないのではないか、そんな声もありますが、なんと言っても、まだまだこの制度を知らない農業者が多いのではないかと思います。

共同申請についての情報が、農業者や、また、女性農業者へのPR不足ではないか。

今後、認定農業者の新規、また、再認定時に、共同申請を積極的にPRすることなど、関係機関の後押しが重要だと思います。

本年3月22日に、人・農地プラン検討会議が実施されておりますが、それ以降の、女性農業者の認定状況と、また、今後の取り組みについて町長にお伺い致します。

●議長

(10時22分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員からの認定農業者制度、特に、女性の認定の状況と伺いますか、それを促進すべきでないかというご意見かと思えます。

ご指摘の通り、認定農業者制度につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業者が5年後の経営改善を目標とした農業経営改善計画を作成し、経営規模拡大や生産方式の合理化、農業従事の改善等を図ることが、目的の制度であります。

認定農業者は、経営所得安定対策や資金の貸付等の支援制度の対象となるほか、地域農業の中核となる中心経営体に位置付けられており、国の農業施策においても重要な役割を担っております。

現在、本町の認定農業者数は124名で、そのうち女性の認定農業者数は、個人での認定者が2名、また、夫婦・親子で共同経営を行い、家族協定が結ばれていることを条件に、今ほど議員がご指摘の共同申請が認められておりますが、この共同経営での認定者が2名で、計4名が認定されております。

女性の認定農業者は少ない状況ではありますが、女性が経営の中心に加わることで、経営方針や理念が共有でき、家族の経営意識の向上、合理化が図られるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現にも有効であると期待されているところであります。

町と致しましても、国の制度を踏まえ、農協や関係機関と連携し、引き続き、認定農業者制度の推進を図るとともに、女性の認定農業者への理解と普及促進に努めて参りたいと考えております。

今、議員がご指摘の通り、ご夫婦で取り組むというその姿勢、情報共有して一緒に向き合うということが、メリット、デメリットということよりも、経営、家族、その全体に対する、そういう意味での金銭的なメリットだけではなくて、色々な形での効果というものが期待されるわけですし、そのことが励みになると思っておりますので、できる

限りの支援を農協等々と含めて検討していきたいと思っております。

ご理解を頂きたいと思えます。

●議長

(10時24分)

4番遠藤議員。

●4番

今ほど町長の答弁、よく私も理解するところです。

町として、まずはPRに心がけて頂きたいということ、また、共同申請される方が増してくると、女性の考え方だとか、行動だとかを自信を持ったり、意識も変わってくるのではないかと考えておりますので、少しでも女性の認定農業者を増やして頂きたいというふうに思いますし、でもまず、女性の方から、私、認定農業者になりたいんですという人は、多分いないかと思うんです。

それで、できるのであれば、やはり経営主の方に、十分な理解を頂くということが、大事だなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

また特に、若い世代の人たちに、是非、これを私は後押しをして頂きたいというふうに思えます。

認定農業者の位置づけをすることで、経営者としての自覚や経営に対する意識が向上する。また、それによって、安定的な農業経営の実現が期待できるとも思えます。

また、家族経営協定と共同申請をセットで推進していくことが最も効果的だということもありますので、女性の働きやすい環境を整えるには、家族経営協定は、非常に大事なものだと思えているんですけれども、そこら辺は、町長はどのようにお考えでしょうか。

●議長

(10時26分)

町長。

●町長

遠藤議員のおっしゃる通りだと思います。

具体的には、こういう施策がどうのこうのということは、ここで議論を致しませんけれども、何よりも、今、後段でお話をして頂きましたけれども、後継者の確保ということも、またこれからの農業の大きな課題としてあるわけですが、これは、単に、現在農業を担っている方の後継者ということだけじゃなくて、新規の参入等々も含めて、その時に、農業が産業として、事業として魅力あるものだということを認識して頂くためには、まさに、黙って俺についてこいという時代ではなくて、女性がしっかりと経営に参画するということが求められるわけで、そのことをもって、男性の後継者の方に、女性がパートナーとして、農業と一緒に支えるという意味での後継者対策になるものだと思いますから、具体的な方策については、先ほども申し上げました、農協、農業委員会としっかり議論しながら、実現可能なものを探していきたいというふうに考えてお

ります。

●議長

(10時27分)

4番遠藤議員。

●4番

ありがとうございます。

いつの日でしたか、私も農業していますから、町民の方と色々な話をしている時に、色々と肥料の成分の話だとか、そういうことを話題にしていた時に、そばにいたちょっと高齢の奥さんだったんですが、今の農業しているお母さんたちって、すごく勉強しているんですねっていうお話をされました。

高齢者の人が言うには、昔は、父さんがこの畑にこれだけの肥料を撒いておけと言ったら、はいと言って撒いて、父さんの言いなりになって仕事をやってきた時代だった。

それが、今やこんなふうに変わってきたんだなって、そんな話をしてくれた高齢者の人がおりました。

すごく頼もしい、頑張ってやってほしいという、そういう声を頂いて、帰ってきたわけですけども、やはり私はこれからの若い、特に後継者の方たちには、共同申請をして、意欲をもって農業をやってもらいたいという、そういう気持ちが大いにあるので、今後それを期待していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。

高齢者の交通事故防止についてお伺い致します。

中でも、運転免許証を自主返納した高齢者の暮らしを支える施策についてお伺いを致します。

近年、高齢者の交通事故が後を絶たず、ニュースで報道されるたびに、運転免許証の自主返納をする方が増加していると言われております。

現在の暮らしの中で、交通手段として欠かせない物になっております。

特に、農村地帯や過疎の町では、自主返納には、大きな問題となっております。

65歳以上の方が運転免許証を自主返納した後に、運転経歴証明書の申請交付を受け、その証明書が様々な場面で、本人証明として効果的に活用されているようです。

また、更新時にあえて書きかえをせず自然に失効されている方も多いのではないかと思います。

このような現状の中で、自主返納は、もちろん申請主義ではありますが、都市では、交通事業者が、運賃割引サービスを展開しているところもありますが、質問の1つ目として、今後、町として、タクシー券や循環バスの乗車券の発行、又は割引券などの検討ができないものか。

また、2つ目には、場所によっては、町中の店舗における、様々な特典を設けている所もあり、商工会と連携した中での施策が考えられるように、私は思うのですが、2点について、町長にお伺い致します。

●議長  
町長。

(10時30分)

●町長

大きくは高齢者の交通事故防止という視点からの今、自主返納のお話だと思います。

まず、本当に、近年高齢者による交通事故が増加する中で、大変痛ましい死亡事故が発生しておりますし、その状況とともに、運転免許証の自主返納を推進する取り組みということにも、関心が高まっている状況であります。

自主返納に伴う高齢者の生活支援に関する、このことが一番大きな質問の主旨かと思えますけれども、まず、1点目の、自主返納者に対するタクシー券等の発行ということですが、当町におきましては、団塊の世代が後期高齢者になる時期を見越して、町民の足を確保するという目的をもって、平成25年10月に、地域公共交通事業に着手を致しております。

従来の町営バス向ヶ丘線に加えて、市街地を循環する市街地循環バスと、農村地区を対象とした、乗り合いタクシーの運行を開始し、徐々にではありますけれども、町民の皆さまにも理解が広がっているものと思っております。

一方で、運転免許証の自主返納につきましても、この夏以降、砂川警察署と情報交換を進めておりますけれども、砂川警察署においても、自主返納に関わる臨時窓口の開設など、柔軟な取り組みを検討しているというふうに伺っております。

本町と致しましては、今ほど申し上げた、地域公共交通と関連させながら、自主返納を促す取り組みを現在、検討を進めています。

具体的には、まず、自主返納者に地域公共交通を体験して頂くという点で、一定の期間を設けた上ですけれども、お試し乗車券であるとか、今ほどご意見頂きました、利用料金の減免であるとか、新たな仕組みを検討し、順次整い次第、年内にでも実施をして参りたいというふうに考えております。

ご理解を頂きますよう、お願い致します。

また、2点目の商工会等々の連携した支援策ということではありますが、このご質問は、自主返納のきっかけとなるよう、即効性のある何らかの連携が必要でないかという意味かと存じます。

現在、商工会において、ふれあいネットワーク事業など、幅広く高齢者に配慮したサービス事業を展開して頂いておりますが、こうした取り組みとの連携では、免許証の返納のみならず、他の高齢者との関わりと、どのように公平感をもって進めるか、また、それらをどう整理するかという課題が残っております。

一方、今後更に高齢化が拡大する状況において、持続可能な対策として検討しなければならないということでもありますし、これらのことも踏まえて、また、報道等においても、自動車の安全装置の開発、家族による話し合いなど様々なことを期待した内容で提言がなされています。

これは奈井江町だけじゃなくて、地域社会全体でどう意識を高めるかという、時間をかけた取り組みが必要な課題だと考えておりますが、まずは、町と致しまして、交通安

全対策として、自らが加害者となる恐れがある、そういう趣旨を伝えながらPR活動を進めるほか、先進自治体の事例を研究しながら、引き続き公共交通対策を基軸とした、地域の連携を含めて、検討して参りたいというふうに考えております。

ご理解頂きますよう、お願い致します。

●議長

(10時34分)

4番遠藤議員。

●4番

町長の先ほどの答弁、よくよく私も理解するところです。

警察署の方では専門の窓口を設けたりだとか、町の施策でお試し乗車券なども、発行を考えたり減免を考えたりとか、前向きに今後考えて頂けるということで、非常に私はありがたいなというふうにまずは思っております。

免許証を返納された方に、循環バスを利用してもらう、そういったことができる、今町の中の、循環バスの利用者が少ないとかという、そういった声もあるんですけども、そういうことをきっかけとして、乗る方が増えてくれれば、本当にありがたいなというふうに思っておりますので、自主返納された方が自然にバスに乗ってもらって、やっぱり便利で良かったよねと言ってもらえるような、そんなような施策を前向きに考えて頂きたいなというふうに思います。

今、高齢者の免許証がないに関わらず、歳を取ってきたので、この循環バスやっぱり乗ろうかなという人の声が少しずつ私は高まってきているなということを実感しています。

特に東町の方とかでしたら、車、本当にやめて、バスに乗らなければならないという、そういう声、非常によく聞きますので、ついこの間も広報の中で、色々時間、変更であったり、増便したりとかいう、そういった内容も記載されておりましたけれども、色々今後に向けて、そこら辺は研究してほしいなというふうに思っております。

2つ目なんですけれども、私は町中に、今度、買い物をしてもらえるような工夫、外にその分車がないので、外に行かない分、町中で買い物して頂けたら、町中がもっと活性するかなと、そんな思いでちょっと話をさせてもらったんですが、それぞれの事業者が、免許証を返納された方たちに、どんな特典が考えられるのか考えてもらって、例えば、お店で3千円以上、お買い物をしてもらったら、5%割引しますよとか、粗品進呈しますよとかいった、そういう町もあるようです。

ですから、そういったところも参考にしながら、奈井江の町を有効活用して、賑わいをもってもらったらいいなというふうに思っているんですね。

商工会を通して、事業者の方に働きかけをしてもらうことができれば、一番いいのかなというふうに思います。

お店が割引をした分を、町が事業所に補助をしてほしいという、そういう思いは私はありませんので、町そこそこで、事業者の中でやれる範囲で、そういった方たちにちょっと還元というのか考えて頂ければ、私はありがたいと思うんですが、町全体で、そう

いう人たちをサポートしていければ、少しでも町の中の潤いにも期待できるし、また、活性化だ、潤いだ、また、何かそういったところで賑わいを見せてくれるとありがたいなというふうに思うんですけども、そういったところを町長の考えをお伺いしたいんですが。

●議長

(10時38分)

町長。

●町長

遠藤議員のご質問というか、ご意見を伺いました。

まず、自主返納するということの一番大きな課題といたしますか、目的はやっぱり交通事故だとか、そういうことを回避するということだと思うんですね。

ただ逆に、どうして自主返納できないかということは、田舎といたしますか、周辺に住んでいけば、自分本人だったり、ご家族だったりする、通院だとか、買い物だとかの交通手段として、やはり自由度が高くて、まだ自分はなんとか元気だなという思うところの葛藤だと思えます。

町場の人たちについても同じようなんでしょうけれども、まさに循環バスに考えてみようかなという、その転換点を模索することだと思うんですね。

そうだとすると、冒頭答弁させて頂きましたとおり、やはりそのところの、確保というのが一番求められる。

行政として求めて、進めていくべきことだと思いますから、まずは、議員も今おっしゃって頂いたとおり、地域循環バスって結構便利だよという意識づけをすること、また乗りあいタクシーだって、意外と使い勝手がいいんだよという、そんなことを普及していくことにまずは努力をしていきたい。

おかげさまで、冒頭申し上げましたけれども、かなりこのことは浸透してきて、利用が増えているということの実態ですから、これにはしっかりとまた取り組んでいきたいと思えますし、そのための方法、他の町で、進めている乗り降りの利便性だとか、色々なことがあります。

どこまでやれるのか、そこは是非研究していきたいことだと思っております。

もう一つ、そのことも含めて、町中の買い物を動機として、商工会とか、地域振興にもという、本当に良い視点でのご提言でありますけれども、このことについても、まさに私も行政側も商工会の皆さんも、色々な形で模索をしているのが実態であります。

古くて新しい課題だと思っておりますので、これについても本当に引き続き、何が地域の活性化に繋がるのかという、大きな話でいえば、それに尽きるわけですけども、そんなことの視点で、とにかく、皆さんと色々な議論をして、やれることがあったら、失敗を恐れずやってみたい、そんな形で働きかけをしていきたいと思っております。

●議長

(10時41分)

4番遠藤議員。

● 4 番

失敗を恐れず、働きかけをしていきたい、町長のそういった声を受けて、色々と期待していきたくはありますが、最後に、私、再々質問ではありません。

1つ気になることがあって、免許証自主返納された方が、家に割とこもりがちになっている。

そういう実態もあるんだと思うんです。

町場、歩いていて、久しぶりに会ったねという話して、免許証返納して、歩いて来たよ、タクシーに乗って買い物に来たよ、そういった方たちの話を聞いていると、外にずいぶん出ないなというふうに思っているの、やはり、色々と課を超えて、ここら辺の対策というのか、そういったところも、考えていかなければならないところなのかなというふうに思っているの、今後、高齢者だけとは限らず、交通事故のない町にまずはしていかなければいけないんだなというふうに思いますので、今後ともよろしく願いして、この質問を終わります。

● 議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

(10時42分)

---

(2. 3番竹森議員の質問・答弁)

(10時42分)

● 議長

3番竹森議員。

(3番 登壇)

● 3 番

改めまして、おはようございます。

今回、町長に2つ質問を致します。

まず、1つ目は、選挙の投票所についてであります。

今年は、4年に1回の統一地方選挙、また、参議院議員選挙と多くの選挙が行われました。

現在、奈井江町では、5か所の投票所を設けています。

以前は、もっと多くの投票所があったと思いますが、人口減少などから現在に至っているものと思われます。

選挙が続いたこともありまして、何人かの町民から、「指定の投票所に行っても投票している人数が少ないように感じる。投票所を統合してもいいのでは」と言われたことがあります。

このことについて、色々な立場で意見が分かれるところなんですけれども、私も、そ

の点については、投票所の見直しを考えてもいい時期なのではないかと考えています。

確かに、見直しで減るようなことになると、投票所がより遠くなる人もいて、特に、お年寄りや、先ほど遠藤議員からもお話あったように、免許返納、この頃高齢者多いので、免許返納とか、車で投票に行けない人が多くなるのが今後予想されます。

そういうことも対策として、考えていかなければいけないことだと感じております。

また、選挙については、平成15年12月より設けられました、期日前投票制度が最近定着してきて、その投票率は段々多くなってきて、20%を超えるような状況になってきております。

投票というのは、本来、投票日に行うのが最善だとは思いますが、色々な条件を考えて、こういう制度も導入されて、投票率の維持を考えて行われて、住民が、段々定着しているものだと思います。

こういうことも考えた上で、ますます進んできている高齢化や人口減少を考えると、投票所の見直しを含めて、もっと色々な工夫が必要なのではないかと考えるのですが、伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

●議長

(10時45分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

竹森議員からの投票所の統合といいますか、合理化ということであります。

投票所の件に関しましては、基本的には選挙管理委員会の所管ということですので、私としては、まさに、状況に関する所見といいますか、申し上げるに留めたいと思いますが、人口減少等による有権者の減少に伴って、奈井江町においても、平成14年に投票区の見直しが行われて、現在、10か所あった投票所が5か所に改編されております。

近年の投票結果では、今、ご指摘の通り、約25%の有権者が、期日前投票を利用されているということですが、しかしながら、各投票区においても、選挙によつての、当然投票率等々バラつきがございますけれども、おおよそ40%から50%台で、各投票区、投票が行われているというふうに伺っております。

投票所の配置につきましては、投票率の向上に向けた取り組みということが、大前提だと思っておりますし、今後においても、有権者の投票機会・利便性の確保というようなことを重視して、検討がされるべきものだというふうに考えております。

私としては、そのような考えでおりますので、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時47分)

3番竹森議員。

● 3 番

私もちょっと知識が足りなくて、町の所管でない、言われてみれば、選挙管理委員会が選挙を統括しているので、そのことについては、理解したいと思います。

しかし、今、話したとおり、高齢化によって、かなり町場においても、なかなか投票に行けない。

私たち、私が住んでいる大和地区なんですけれども、そこは当然、統合されて、町場の投票所に行っているんですけれども、それはほとんど、農家ですから、家族そろって年寄りも連れて、投票に向かっている。

そういう状況があります。

今回、質問するにあたって色々調べたんですけれども、今回の7月の参議院選挙においても、全国的にやはり投票率が下がっている、高齢化が進んでいるということで、期日前投票と投票日、おのおのでその町で色々対処の仕方が違うんですけれども、出前投票ですとか、期日前の4、5日日程があるんですけれども、そのうち、毎日じゃなくても、何日間か地区を指定して、ワゴン車に投票所を設けて回るですとか、投票日については、先程、遠藤議員からも話しあったとおり、乗りあいバスとか、タクシーなどを動けない人に向けて、差し向けていくという工夫もされているようです。

その中でやはり全体的に見て、投票所の統廃合、もっとそういう動けない人の、弱者というんですか、そういう方の面倒もみながら、投票率を上げていく工夫をしないと、段々投票率下がって、投票率50%以下となると、半分の人が投票しないというのは、どうなんだろうなど。

今は都会の話なんですけれども、田舎も、今度は動けない人が多くなって、そういうことが多くなるんじゃないかと考える、今回選挙をやって、段々そういう考えも頭めぐっています。

やはり、色々、施設などに入っている人は、施設内で投票できる制度もあるようです。

色々、経費をかけないでそういうことをやるというのは、なかなか難しいんですけれども、そういうことについての今後、町として、提案というか、所管でないということですので、提案していけるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

● 議長

(10時50分)

町長。

● 町長

申し訳ございません。

行政から、選挙管理委員会に対する、そういう提案ができるかということになりますと、まさに、選挙管理委員会そのものが独立した行政機関と考えて頂いて結構ですので、なかなか難しいものがあると思いますが、まさに、議員が今、ご指摘のとおり、本当に色々な課題があって、投票率が低下しているということもそうですし、その社会的な地域づくりだとか、政治に対する関心がどうのこうのととか色々な要素の他に、今言った、

高齢化だとか、地域の交通環境だとかと色々な問題が合わせてあるわけです。

これまでも、過去においては、今ほど議員のご指摘のとおり、投票に向けたバスの運行だとかもどうなんだろうということがありました。

過去においては、実はそういうこと自体も選挙違反ですよということもあった時代もありますし、また、そういうようなことを踏まえた中で、投票時間の延長だとか、あるいは、期日前投票、不在者投票というものから期日前投票に変わったことも、色々な諸条件があって、どうしても行けないということではなくて、もっと、ちょっとしたことで、前の日に投票してもいいんだよという仕組みにもなりました。

そのように色々な形で、国民の皆さま、地域住民の皆さまが選挙に関わって頂ける方法を私どもだけじゃなくて、まさに全国で議論されていることと思いますから、同じような視点で、考えて頂けるよう、私も願っているところであります。

●議長

(10時52分)

3番竹森議員。

●3番

今の質問につきましては、町長が今、答弁されたとおり、所管でないのなかなか難しい面もあるんですが、私も奈井江町民ですので、地域に帰ってみんなと話して、そういう話ができ、段々奈井江町全体で盛り上がって、選挙管理委員会に、町民の声として届けられたらいいなと思っております。

この質問については、これで終わりたいと思います。

次に、2つ目の質問に移りたいと思います。

ふるさと納税の取り組みについてであります。

このことにつきましては、8月下旬に行われました議会懇談会においても、事前に質問が出て、それについて議会としての答弁もさせて頂いております。

私個人的なことで今回質問するわけですけれども、やはり奈井江町の取り組みは、しているんですけれども、ちょっと鈍いなということで、質問させて頂きたいと思います。

8月7日の北海道新聞朝刊に、昨年度の空知管内市町のふるさと納税実績が報道されております。

それによりますと、奈井江町は、管内24市町の中で22番目、農業のない1市、1町を除くと残念ながら最下位であります。

ふるさと納税は、平成20年分の確定申告より始まった制度で、10年余り経っています。

その奈井江町への寄付額の経緯を見ますと、平成24年71万円、25年79万円、26年378万円ときて、本格的に取り組んだ平成27年には2,548万円となっております。

また、次の年の28年には、その前年に第1回ホクレンゆめぴりかコンテストで、新砂川農協が金賞を受賞したこともありまして、一気に増えまして3,336万円となりました。

しかしその後は、全国的に過剰とも思える返礼品の競争が始まり、奈井江町への寄付額は減少し、29年度1,411万円、平成30年度は1,362万円の収入で、その経費は、返礼品30%を含めて736万円、54%が経費として使われております。

ちなみに、今年度7月末の実績では518万円です。

今年度の予算でも、平成28年に3千万円を超したことから、そのあと、予算では寄付額を3千万円として、ずっと予算を組んでおります。

ちょっと厳しい言い方になりますけれども、7月末で500万円ぐらいですから、少し後半伸びたとしても、今年度の3千万円の予算には、なかなか厳しいなという感じを受けております。

ふるさと納税の寄付額を増やすため、町では、インターネットのポータルサイトなども使って対策をとっていますが、なかなか増えないのが現実です。

それには、何か奈井江町をもっと知ってもらおうという努力が足りないのではないかと。

奈井江町をもっと全国的に知ってもらおうという努力をもっとしなければならぬと考えますが、どうでしょうか。

また、返礼品も、今、ネットのサイトを見ますと、新すながわ農協は、お米を中心に、奈井江町はお米を中心に返礼品をやるのがいいと思うんですけれども、その返礼品はプレミアム米を中心に返礼品を使っている。

他の町村を見ると、普通の米といったらちょっと弊害があるんですけれども、そこそこの産地の米を、普通のお米を使って、奈井江は1万2、3千円で5キロの特裁米を返礼品としてつけている。

その金額で、他の町村を見てみると、ななつぼしを10キロ返礼品でもらえる。

やはり、奈井江町を応援してくれるんだから、いいじゃないかという意見もあるんですけれども、このような返礼品の競争の中に巻き込まれている中では、他の町村と、同じようなものも用意しておかないと、奈井江のふるさと納税の金額は上がっていかないのではないかと思うんですけれども、その点について、伺いたいと思います。

●議長

(10時57分)

町長。

●町長

ふるさと納税の取り組み、ふるさと納税の寄付額が、管内でも下位であるということ、これからどうするのかということだと思います。

本町における平成30年度のふるさと納税の受入実績、今ほど議員の方からのご指摘の通りであります。748件、1,362万円ということで、全国の受入総額が増加傾向にある中で、空知管内でも下位の実績にとどまったということでもあります。

作況状況等色々なことが重なったということでもありますけれども、私としても残念なことと感じております。

最も人気が高い米の返礼品の提供が少なかったということで、大きな要因ですけれども、一方で、米以外の返礼品は、平成29年度に比べると1.9倍の件数に伸びており

ます。

私としては、ふるさと納税制度は、ふるさとや地方が行う地域活性化に向けた様々な取り組みを応援する重要な仕組みの一つということで、まさに、ふるさと納税の制度が、創設された時の本旨に戻った時に、そういう意味で捉えた時に、私どものお米というものの価値があるのかなというふうに、まず、基本的な認識はしております。

ただ、近年、定住人口だけではなくて、交流人口もまた別にした関係人口という言葉が非常に、概念が注目されていますけれども、ふるさと納税を通じて、関係人口を増やし、奈井江にご縁を感じて頂ける方の層を厚くするというのも、確かに大切なことだと考えておりますので、具体的な取り組みについては、昨年8月、民間会社との委託契約を締結し、魅力ある返礼品の発掘、提供事業者との調整を行うなど、ふるさと納税に関するプロモーション機能の強化を図っており、現在、返礼品が14事業者、52品目に拡大をしています。

繰り返しになりますが、本町の代表的な特産品であるお米、これの返礼品についても、6月から新米の受付を開始し、積極的な情報発信に努めております。

また、今後の取り組みとしては、奈井江町に寄付を頂いた97%の方が、ふるさと納税専門のホームページを通じての申し込みであるという状況を踏まえ、9月下旬から、ホームページの契約業者を1社追加するというようなことで、更に発信力を強化して参りたいというふうに考えております。

まさに、関係人口という言葉を使いましたが、昨日、泉佐野市に対する見解が示されたのと同じように、最初にふるさと納税ということの考え方を示されて以降、この制度を、利用する方法が色々と多様になってきたが故に、現下の状況を招いていると思っております。

ただ、今、このふるさと納税ということが、非常に地域、地方の財政にとって、大きな役割を果たしておりますし、国もそのことを地方創生等々の議論の中で大きく活用すべきだということで、訴えているところでもありますから、私どもも、社説でもありましたけれども、本来の趣旨うんぬんということは当然しっかりと地方行政を担うものとして、踏まえた上で、ただし、現下の状況の中で、これもまた地方情勢を担うものとして、しっかり活用していくように、改めて取り組みを進めて参りたいというふうに考えています。

いずれに致しましても、委託業者や記念品の提供事業者の方々との連携を密にして、積極的なPR、返礼品の充実に、引き続き取り組んで参りたいと考えておりますし、これからどういう形で展開できるか分かりませんが、企業版の部分についても、検討を深めて、前向きに取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

●議長

(11時02分)

3番竹森議員。

●3番

ありがとうございました。

まさしく、町長おっしゃったとおり、ふるさと納税につきましては、本来の設立された意義というか、そういうものがちょっとずれてきて、返礼品の競争になって、おかしな方向に向いていると私も考えております。

その点もあって、総務省が2年ぐらい前から返礼品は30%、経費も色々入れて50%以下に下さいという通達が出ていると思いますけれども、やはり、町民としては、他の近隣町村とまではいかななくても、奈井江町ちょっと少ないなというのが、やはり実感としてある。

今ほど、町長おっしゃったように、関係人口を増やすというのは本当にその通りだと思います。

ポータルサイトというインターネットで商品、寄付金を選んでいる人は、多分、他の町と色々比べているんですね。

奈井江町が好きで奈井江町という指名で奈井江町クリックする人もいるかもしれないんですけど、色々見比べた中で、そこを選ぶということは、あまり顔が見えないというか、町長がおっしゃるとおり、やはり顔を見ながら、奈井江町を知ってもらって、応援してもらおうというのが、一番正しい姿といたらおかしいんですけども、それが一番いいんですけども、やはり、先程から私言うように、人並みといたらおかしいけど、平均的な寄付額を何とか奈井江町ももっていききたいなという考えで質問しております。

今ほども、私も今回、調べて気づいたんですけど、ふるさと納税でやると、町民からも他の町に寄付が減っている。

そして相手からも来るということで、大都市、特に交付金のない大都市では、すごい出だしが多いと。

ちょっと調べたら横浜市は100億円赤字らしいです。

その点について、横浜市は交付金を受けていないので、国からの補填がない。

例えば、奈井江町でふるさと納税赤字になると、どうなるかという、交付金受けているので、減少した75%が交付金の手当があるということで、意外と田舎の町は保証されているといたら言い方おかしいんですけども、それがあるので、ちょっと取り組みにぶいのかなという気もするんですけども、その点どうなのかなと聞くのもおかしいんですけども、やはり他の道内の大きな町では、町長言ったように、すごく貴重な財源ですので、有効に活用してます。

これから、もっと取り組んでほしいんですけど、再度、取り組みについて、伺いたいと思います。

●議長  
町長。

(11時06分)

●町長

改めてご質問にお答えしますけれども、補填されているされていないの議論ということ自体も、本来の税のことから考えると、その議論に至ること自体がいかげなものか

というふうに私は思っております。

ただ、ふるさと納税制度、都市部から、都市部に対する税の偏在を是正するために、大都市と地方交付税の調整という部分で、なかなか総務省だとか、知事会だとかということの調整が困難な中で打ち出された制度でありますから、都市部が税が減って、それが地方に行く流れを個人の判断に委ねた制度でありますので、それは当然の結果なんです、横浜市が、そういう意味でのマイナスになるという。

そのことについても、ここで私は、そのこと自体がいいとか悪いとか話になりませんから、議論を差し控えますが、私としては、このふるさと納税制度を使って、返礼品が奈井江町の地場産業の振興にあたり、まさに奈井江町であれば、農産品の六次化だとかも含めた販路の拡大にあたり、そのことで色々な研究開発に取り組むという、町民の皆さんの刺激になれば、とってもいいことだと思いますし、道内における他の先進事例も、実はスタートはそこだったはずで。

ですから、私としてはその思いで、ふるさと納税制度を全面的に否定するつもりはございませんから、これからもしっかりと取り組んでいきたいということが1点。

それと、繰り返しになります、先程申し上げたとおり、議員もご指摘のとおり、やはり、そうは言いながら、国がその仕組みを使って、少しでも、まさに都市部に限りませんけれども、都市部等からのですね、関係者から、少しでもふるさと納税を頂いて、そのことをまちづくりに活かさないということを大きく打ち出しているわけですから、そのことについても、しっかりと認めて、取り組んでいきたいということでもあります。

よろしく申し上げます。

●議長

(11時08分)

3番竹森議員。

●3番

私も、再質問はないんですけども、今ほど交付税の話でちょっと行き過ぎた話もしてしまいました。

とにかく私も貴重な自主財源である、ふるさと納税制度をもっと活かしてほしいという意味で質問致しましたので、これからよろしく対応をお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わらせて頂きます。

●議長

以上で、竹森議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩を致します。

よろしくお願いを致します。

(休憩)

(11時08分)

---

(3. 1番篠田議員の質問・答弁)

(11時20分)

●議長

会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1 番篠田議員。

(1 番 登壇)

●1 番

おはようございます。

1 点目は、民間に無償譲渡された 2 介護施設の派遣職員に対する、町の処遇等について、7 月 17 日に組合に提示され、組合は 2 介護施設の組合員に内容を説明するとともに、この処遇内容に対する意見の聞き取りを行い、町に集約した意見等を伝え、この内容についても面談時に説明するよう要望して、町は 8 月に個別面談に入ったとお聞きをしています。

1 つは、個別面談では、今回は事業団と町の三者面談という形で、事業団からは、転籍した時の給与や事業団の就業規則、それと組合についてお話があり、町からは退職金見込み額について説明があったとお聞きをしております。

考える時間を与えてくれたのか、この場での意思確認はされていないとのことです。

面談での処遇等に対する意見等は何かあったのでしょうか。

もう 1 点は、派遣した全職員に転籍してもらおうというお話でしたが、事業団が転籍を受け入れない職種として、栄養士についての採用基準は、管理栄養士とのことで、現在派遣中の栄養士は転籍せず町に復職するとお聞きをしておりますが、他にこのような採用基準はないのでしょうか。

以上、2 点についてお伺いします。

●議長

(11 時 22 分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員からのご質問にお答えしたいと思いますが、派遣職員に対する処遇等の提示後の状況というおさえでお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の介護施設派遣職員の個別面談の状況であります。

昨年秋までは、その時点での事業団の処遇の見通しや、職場環境の要望などに関して 2 回の面談を行ってきたということでもあります。

その後、国の制度を見極めながら、事業団において、処遇の改善策が検討され、転籍

した場合の処遇等が固まったことから、本年7月、職員組合及び職場回覧を通じて、今後の対応について、町の方針を提示したところであります。

その内容に基づき、個々の処遇等を説明するために、今ほど議員からの説明がありましたとおり、8月中の3日間で、日本介護事業団同席のもと、派遣職員との個別面談を実施して参りました。

日本介護事業団からは、処遇改善加算を含めた、転籍後の給与及び処遇等について、個々の内容について説明を行うとともに、職員からの質問にも応じて頂いたところであります。

また、町からは奈井江町における官民連携における地域包括ケアを推進するという、基本的な考えのもとに、是非、転籍をお願いしたいという、趣旨をお伝えをし、退職手当の上乗せなどの説明を行い、職員個々の質問、意見を、まず聞かせて頂いたというのが実態であります。

性急な進め方を避けて、職員の転籍等の意思について、まだこの面談の中での確認をしておりませんが、この後、職員組合においても、個々の職員からの意見を確認する予定と伺っておりますし、近々、職員組合との話し合いを行う予定であります。職員組合に提示しているスケジュールを基本として、丁寧な過程を踏みながら、この秋の合意に向けた協議を進めていきたいというふうに考えております。

2点目の事業団が転籍を受け入れない職種、栄養士のことについてのご指摘がありました。

日本介護事業団との協議においては、基本的に全ての職員を受け入れるということをお願いをして参りましたが、栄養士については、事業団の採用基準が「管理栄養士」に限定をしているという、これは実態があるようです。そういうことの中で、派遣中の栄養士1名につきましては、転籍をさせることなく、町への復職となる旨を、組合と本人に対して伝えております。

他の職種について、特に今のところ、指定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(11時25分)

1 篠田議員。

●1番

今ほど町長の方から、面談の状況についてお聞きをしましたが、それでは、最終的な意向の確認というものは、いつ頃を予定されているのか。

結局、事業団さんの方につきましても、うちの派遣職員、みんなが行けば問題ないんでしょうけれども、それぞれの考えもございいますから、復職を希望するものも出てくるでしょうし、そうなってきた場合、新たな雇用ということも、事業団さんの方も考えなければならぬでしょうから、なるべく早めに方向づけ、最終的には本人の意思をきちんと汲んであげてやってほしいなと思います。

それと、一番大切なことではありますが、今現在、健寿苑、やすらぎの家と2施設を管

理頂いておりますけれども、職員のこの動向によって、今、入所されている方に迷惑が掛からないように、ちゃんとなるのかどうか、前回、6月にもその点は確認をさせていただきましたけれども、最終的に職員の動向によっても、動きが出てくるのかなと思われまますので、その点について、再度お聞きをしたいなと思います。

●議長  
町長。

(11時27分)

●町長

全くその通りだと思っております。

今後の具体的なスケジュール、また拙速にならないかということですが、組合への提示の文書で、転籍しない職員については、事業団における欠員補充の作業に入る必要性があるということで、9月中の意思表示をお願いはしております。

また、可能であれば、他の職員についても、9月中に組合との合意に向けて話し合いを進めるということで、説明をさせて頂いているのは事実でありますけれども、ただ、これにつきましても、先程来ご指摘のとおり、拙速にならないように、組合と本当に真摯に協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

また、2点目の転籍をしない職員等が出て、施設の運営、特に、入所者への利用者への影響はどうかということでもあります。

組合の提示においても、まずは、官民連携の下で、地域包括ケアシステムをしっかりと構築をした上で、発展させるということが大きな目的でありますから、貴重な人材として転籍して頂きたいという旨の説明をさせて頂いた、これは、先程申し上げましたけれども、そういうことで、改めて、職員各位にもそして事業団にも協力を求めて参りたいと思っておりますが、何らかの事情で転籍できない職員が出た場合については、事業団において、新たな採用を進めることとなりますが、現在も必要に応じて、職員の臨時、パートさんですが、採用を進めるなど、対応はされているようですし、これについて、町としてもできる限りの、PRとかそういう意味ですが、応援をしていきたいというふうに考えております。

ご理解頂きたいと思っております。

●議長

(11時29分)

1 番篠田議員。

●1 番

質問の答弁頂きました。

この派遣をされてから、派遣職員の皆さんは大変苦勞をされて今日に至っています。

今現在、事務職、介護職、看護師さん、それぞれ、皆さんが現場で本当、誠心誠意尽くしこられておりますので、誠意ある対応をして頂きたいなと思っておりますし、本人の意思

を必ず尊重してあげてほしいなと思います。

まだまだこれから組合と詰めていかれるということですので、そちらの方もよろしく  
お願いしたいなと思っています。

こちらの質問は、これで終わらせて頂きたいと思います。

●議長

( 1 1 時 3 0 分 )

町長。

●町長

答弁はいらないということだと思いますけれども、今ほど、議員から申し述べられた  
とおりですね、本当に職員の皆さんが、まさにそれぞれの職に対する責任、自信をもっ  
て、介護、看護にあたっているわけであります。

そのことがやはり、また、民間である日本介護事業団の介護に対する取り組みと合わ  
せて、より一層、奈井江町の施設利用者、入所者の方たちに、プラスになることを求め  
て、今回、民間にお願いをしているということがありますから、そのことをしっかりお  
伝えをして、できる限りご理解を頂きたいという、この姿勢に変わりはありません。

しかしながら、議員がご指摘の通り、それぞれの気持ちを、これもまたしっかりと受  
け止めて、尊重して対応して参りたいと思っていますので、ご理解頂きたいと思いま

●議長

( 1 1 時 3 1 分 )

1 番篠田議員。

●1 番

それでは、2 点目なんですけれども、北海道電力奈井江発電所の休止に伴う、今後の  
対策についてであります。この発電所は近隣で採掘される国内炭を燃料に使い、内陸  
にあるため、冷却水を川からとる、国内では珍しい発電所と言われ、運転開始から 5 0  
年という長い期間、稼働頂き、町内の雇用をはじめ各業種の方々に、大きく貢献を頂き  
ました。

北電側では、休止としておりますが、石狩湾新港の液化天然ガス火力発電所が本格的  
に稼働していくと、いつ廃止に変更されるか分からない中で、例えば、送電線や変電所  
の優位性を活かした新たな事業を、北電や国等に積極的に要請したりして、少しでも雇  
用や地域経済へ波及効果が起こる運動展開を考えておられるのか、お伺いをしていき  
たいと思います。

●議長

( 1 1 時 3 2 分 )

町長。

●町長

2 点目のご質問であります。

奈井江火力発電所の休止に伴う今後の見通しといたしますか、展開をとということであり  
ます。

奈井江火力発電所につきましては、本年3月をもって発電を休止し、9月末までの移  
行作業を経て、10月より休止運用となる中、実は、一昨日、発電所の所長、次長が来  
庁されまして、10月以降の管理体制について説明を受けたところであります。

奈井江発電所の休止に伴う今後の対策ということ、私も町長就任以来、数度にわた  
って直接、北電の本社に出向かせて頂きました。

昨年12月と本年1月には、佐藤会長、真弓社長にもお会いしましたし、その時、  
1月の時には、前森山議長も同席をされましたけれども、そういうことで、今ほどの議  
員からのご指摘のようなことにも触れさせて頂きました。

また、7月10日には、藤井新社長にもお会いをさせて頂いて、これもまた奈井江町  
の実情というものをしっかりとお伝えしたところであります。

北電の方からは、施設は、現状を維持し、通常発電はしないけれども、電力供給にお  
いて、万が一の時には、復旧工事を行って発電することとなると、これは、基本的な休  
止の発表の時と変わっておりませんが、町と致しましては、跡地利用だけではなく、休  
止の状態であったとしても、今、議員は廃止になった場合ということでもありますけれど  
も、もう既に休止の状態においても、やはり地域経済への影響は大きいというふうに私  
自身は受け止めておりますので、これも申し述べさせて頂いたところでありますが、例  
えば、北海道電機株式会社、奈井江町に立地を頂いて、非常に、地域の貢献を頂いてま  
すが、このことにつきましては、北電関係の会社と住友電工の出資によって設立をされ、  
昨年30年を迎えたという経過があります。

町全体の経済振興や地域の発展に結び付くような、このような事例に基づく、ご貢献  
も含めて、色々な形での検討をして頂けないかということで、申し入れをさせて頂いま  
した。

北電としては、まさに今、休止ということを打ち出した状況でありますので、奈井江  
町長である三本から申し入れを受けたことについても、しっかりと受け止めさせて頂く  
という返事はありましたけれども、具体的にはまだこれからお願いをしていくことにな  
ると思います。

現時点において、再稼働が可能な休止という状況である以上、別の視点から申し上げ  
ますと、「電源施設が立地する自治体としての、北海道全体の中で一定の社会的負担を  
引き続き引き受けていく」こういう状況の中で、議員ご承知のとおり、今、電源立地交  
付金という制度がございます。

このことについて、国や道に対して、これも休止ではあっても、今、申し上げたとお  
り、社会的負担を引き受けている以上、しっかりと検討してほしいよということで、考  
えておりますので、8月に滝川で開催されました「北海道議会産炭地域振興・エネルギ  
ー問題調査特別委員会」の意見交換会においても、私から意見を申し上げさせて頂いた  
ところであります。

いずれに致しましても、これは、奈井江町にとどまらず、中空知、また留萌の一部に  
も関わるような、今後も地域経済の本当に大きな課題だと思っておりますから、活性化

に向けて、適宜、要請活動を続けて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

●議長 (11時37分)  
1番篠田議員。

●1番  
今ほど答弁を頂きましたけれども、要請をしているということは十分理解します。  
それで、私は、今、休止というような形で、それがいつまた、廃止の方向に変わる可能性も想定されますので、できるだけ早い形で、動いた方がいいのかな。  
それと、当然、そこには行政が主体になって、色々経済界、商工会や、色々なところとも相まって、この奈井江の地域を少しでも活性化に導けるような形で、進めて頂ければなと思ひていますので、再度、その辺についてお伺ひしたいと思ひます。

●議長 (11時38分)  
町長。

●町長  
議員の思ひは全く私も当然同じでございますので、まさに、それこそ、奈井江の商工会の皆さんのご意見も当然お伺ひすることになりますし、芦別、赤平、それぞれの地域に皆さんと手を組んで、空知の中で、そして特に奈井江に向けて、どういう形でできるのか、皆さんの意見を頂きながら、国、道にご支援を頂いて、北電にもお願いをしていく、そんなスタンスで臨みたいと思ひます。  
ご理解を頂きたいと思ひます。

●議長 (11時38分)  
1番篠田議員。

●1番  
それでは、奈井江発電所の方の休止の部分については、今、町長からもお話頂きましたので、速やかな対応を今後も続けて頂けるようでございますので、よろしくお伺ひしたいと思ひます。  
私の一般質問は以上で終わらせて頂きます。

●議長  
以上で、篠田議員の一般質問を終わります。  
(11時39分)

---

(4. 2番大関議員の質問・答弁) (11時39分)

●議長

2番大関議員。

(2番 登壇)

●2番

私から町長に対して、大綱2点について質問を致します。

1点目は、役場庁舎の建て替えについてであります。

前町長が、退任する少し前に同様の質問を致しましたが、後の町長に託すとのお答えでしたので、三本町長に改めて伺います。

奈井江町役場庁舎の老朽化は著しく、新耐震基準を満たしていないことが大きな問題といえます。

耐震基準については、大きな地震があるごとに改正されてきましたが、古くは関東大震災、阪神淡路大震災でも改正され、旧基準では震度5程度の揺れでは倒壊しないということでした。

1981年6月1日から、新しい耐震基準が設定され、震度6強から7程度の揺れでも、被害は出ても倒壊はしないような構造基準と設定をされています。

この庁舎も耐震診断を行っているので、数値を把握していると思いますけれども、大きく下回っている状況だと思えます。

その後も、全国的には、多くの大震災が発生しており、2011年東日本大震災、2016年には熊本地震、昨年9月には胆振東部地震がありました。

私達の地域でも油断することはできません。

一方、大雨、洪水についてです。

近年、局地的な大雨被害が全国で報告されています。

先日8月30日にも、台風や前線の影響がないのに岩見沢、三笠において大雨警報が出され、記録的短時間大雨情報も発表され、1時間94.5mmの猛烈な雨も観測されました。

そのような時に対策本部となる庁舎の安全性は大切だと思いますし、耐震工事が難しい現状では、建て替えの方向しかないのでは、というのが個人的見解です。

それでは、以降3点について伺います。

1つ目は、市町村役場機能緊急保全事業の期間延長の可能性についてです。

この事業につきましては、熊本地震以降、平成29年に創設をされた事業であります。昭和56年の新耐震基準導入前に建設された、耐震化が未実施の市町村の庁舎の建て替え事業でありますけれども、4年間の期限はついてはいますが、この事業に対して、町長が国に延長の働きかけをしたり、議会としても空知議長会で期限延長の要望をしているところだと思えますが、この期限の延長についての可能性について伺います。

2つ目は、新聞報道にもあった若手職員中心の庁舎建て替えの検討委員会について少し詳しく教えて頂きたいと思えます。

3つ目につきましては、現在の建て替えの方向性について、町長の現段階での考え方を伺いたいと思います。

●議長  
町長。

(11時42分)

(町長 登壇)

●町長

庁舎の建て替えの考え方ということであります。

まずもって、まさに、本当に1年前、今日、この9月5日は、大風の後で、まだ、台風の被害がということがあって、混乱をしている中で、同じ、翌、今でいえば明朝の3時頃、大きな揺れで、また同じようなことでの停電かなというぐらいの、実は本当に不謹慎ですけれども、私自身はそういう捉えの中での大きな震災でありました。

1年目を迎える中で、新聞報道等々でまだまだ本当に大変な状況にあるということですから、被災地の皆様には、心からお見舞いを申し上げ、早期の復興を期待するところでありまして、また、本年度も過日九州で大きな被害がありましたし、今ほど議員がご指摘のとおり、本当に、すぐそば、何も、警報等々準備がない中での岩見沢での集中豪雨ということで、翌日には奈井江町でも本当に一瞬ですけれども、ヒヤッとするような大雨が降ったということでありまして。

本当に、こういうことに慣れてしまうのではないかと思うぐらい、逆な意味で申し上げてますけれども、不安な状況が続いているという中で、ますます庁舎の建て替え等々の問題、これは非常に重要な課題だというふうに認識をしているということ、まず、冒頭申し上げさせて頂きたいと思っております。

それで、1点目の庁舎整備に係る市町村役場機能緊急保全事業の期限延長の可能性ということではありますが、市町村役場機能緊急保全事業は、今ほどご指摘の通りであります、平成28年の熊本地震をきっかけとして、昭和56年以前の新・耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村庁舎の建て替えを早急に進めることを目的に創設されたものであります。

事業期間が令和2年度までとされておりますが、当該年度までに実施設計に着手した場合は、令和3年度以降の整備についても適用されるということが条件であります。

しかしながら、今後の庁舎のあり方について、まちづくりの視点を重ねながら、地域住民と丁寧な議論を進めるためには、相応の時間が必要となります。

私自身、昨年、町長選挙に臨むにあたって、このスケジュールをまずはお示しをしたということ、訴えをさせて頂きましたが、その後、就任以降、現下の状況を確認したところ、先程申し上げたとおり、令和2年度中への実施設計の着手ということが、大前提でありますよということ、これは、要望の際に、再三、総務省の関係者から、くぎを刺されたところであります。

しかしながら、そうした背景の中で、事業適用期間の延長並びに交付税措置の拡充と

ということで、空知地方総合開発期成会の要望にも盛り込んで頂き、過日も、要望させて頂いて参りました。

今ほど申し上げましたが、総務省へ出向いて、直接当町の事情も訴えて参りましたけれども、市町村役場機能緊急保全事業は、災害時拠点施設の整備として、猶予の余地がない、極めて緊急的かつ特例的な制度でありますので、期限延長というのは非常に難しい問題ですよということが、言われました。

しかしながら、それぞれの町、しっかり、事情を訴えていきたいと思っておりますので、今後も国への要請は必要と考えており、現状の国の考え方、緊急保全事業の期限を踏まえた対応も必要と考えて、庁舎整備の検討を指示したところであります。

2点目の若手職員中心の検討委員会についてであります。今ほど申し上げた状況の中で、7月にプロジェクトチームを立ち上げさせて頂きました。

メンバーについては、これからのまちづくりを担う30代から40代の職員5名で編成し、役場庁舎のあり方について、若手職員ならではの柔軟な発想で議論を行うよう、指示をしたところであり、このプロジェクトチームについても、それぞれ、職場の仲間、職員に対する色々な働きかけの中で、既に5回の会議と、2箇所の先進地視察を終えており、一定の集約を行ったのち、早ければ年内に、副町長以下5名の幹部職員により構成します役場庁舎整備検討委員会に対し、基本計画の素案となる提言を行って頂くよう、お願いをしております。

3点目の建て替えの可能性とか方向性ということではありますが、今ほど申し上げたプロジェクトチームには、現庁舎の耐震化・改修ということの選択肢もしっかり視野に置いた中で議論を進めるよう、お願いをしておりますし、今後の庁舎の整備に関して、まずは現状・課題を整理し、そして整備後の機能性、利便性、更には、ランニングコスト等々の経済性など、総合的な観点から検討をしてほしいということでもありますし、それに向かって進めております。

今後においては、市町村役場機能緊急保全事業の期限を考慮しつつ、基本的な方向性を整理する基本計画、整備を進めるとした場合の、基本設計及び実施設計の検討を想定し、その進捗の過程においては、町民の皆様、議会においても、適宜、情報を提供させて頂き、議論の場を設けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(11時49分)

2番大関議員。

●2番

お答えを頂きまして、ありがとうございました。

この庁舎の建て替えにつきましては、色々調べたんですけれども、基本的な考えとしては、多額の財源を要することから、財政運営与える影響が大きいため、長期的な視点で、トータルコストを考え、建て替えを選択した理由や、事業計画等について、議会や住民への十分な説明を行い、合意形成を図る必要があると思っております。

それで、2点について再質問したいと思いますけれども、1点目は、今後の進め方です。

庁舎の建て替えとなると、先程言われましたけれども、実施設計の前に、基本設計みたいなものが多分あると思うんですね。

基本設計を決めた段階で、町民と議論をするのか、もしくは、その決める前に町民と議論をするのか、その辺について1点お伺いをしたいと思います。

それから、もう1点は、財政的な面でありますけれども、この庁舎建て替えの議論が進まなかった理由には、やっぱり財政が厳しかったことが進まなかった原因の一つだと考えます。

一般会計から他会計の繰出金が結構な額でしたので、なかなか庁舎積み立ての基金も積み重ならなかったですし、しかしながら、やすらぎの家や、健寿苑を民間に無償譲渡したことによりまして、現在では、大きな繰出金は、病院会計だけだと思いますけれども、この額もかなり大きいので、現在の庁舎積立金がまだ2億円程度でありますけれども、色々な学者さんに聞くと、庁舎建て替えの折には、本体価格の半分ぐらいは、自主財源として持っていた方が好ましいですよというようなお答えもありますので、自分なりにというか、色々な数字を勘案して、庁舎のことを考えてみたんですけれども、この起債を借りるとしたら、標準面積というのがありまして、入居職員数かける35.3平米という面積も決められていますし、この事業は、起債の充当率は起債対象経費の90%以内、起債対象経費の75%が交付税措置の上限だということでもありますので、非常に有利な起債だとは思いますが。

しかしながら、充当残につきましては、庁舎建て替えの基金の活用が基本だということでもありますので、この財政的な面について今後どうしていくのか、この2点について、町長にもう一度お伺いします。

●議長

(11時52分)

町長。

●町長

今ほど、議員からのご指摘、ご質問のまさにその通りということでもあります。

まず、どの時点で、町民はじめ議会の皆さんからのご意見を伺うのかということではありますが、まず先程冒頭申し上げましたように、プロジェクトチームでの基本的な考え方の整理をして頂いて、職員の中での整理をした後、基本設計を手掛けなければならないと思っています。

議論の最低限のたたき台がないと、皆さんの方からも意見が頂くのが難しいのかなというふうに思っていますから、今の段階ではそんな形で考えていて、基本設計のあらましができた段階で、意見を頂くのか、確定してしまうことにはきつならないと思いますが、そんな中でのスケジュールになるのではないかなというふうに思っています。

これも、改めて色々なところ視察させて頂きながら、進めて、スケジュールを整理したいというふうに思っていますので、ご理解頂きたいと思います。

もう1点の財政的な課題であります。

まさに、議員ご指摘の通り、対象となるべきものだけを考えても、1割の自主財源持つてなければならないわけですから、残りを全て起債に対応してということになりません。

その他にも、諸々の外構だとか色々な形での起債の対象にならないものに対する、支出というものが伴いますので、一般的に半分はということについても、間違っていないということではなくて、逆にそれぐらいの気持ちがないと、非常に難しいのかなと思います。

そんなことも含めて、もう1点、庁舎の機能緊急保全事業だけに限らず、これは、きっと議員もお調べになっているかと思いますが、他の市町でもあるように、環境省の補助事業を使うだとか、経産省の補助事業を使うだとか色々な形の補助事業を組み合わせただ中で、最後と言ったら変ですけども、この緊急保全事業の起債も活用して、少しでもコストを下げて、そして、まさにこの庁舎自体がもう50年経つわけですので、1回作るとそれぐらいまたもたなければ、これからは、もっともたないと、投資としての意味がないわけですから、そういう意味で私も若い人たちにお願いをしたところでありますので、しっかりとした、後に負の遺産を残さないような、当然、時代がこれだけ急速に変わる以上、そぐわないことが出てくるのは、間違いないんですけども、少しでもそれが、薄らぐような形で、建てるなら建てるということ、しっかりと議論していけるようなことを考えていきたいと思っておりますし、そのための、財政的な議論をしっかりとしていかなければならないというふうに考えてます。

ご理解頂きたいと思っております。

●議長

(11時56分)

2番大関議員。

●2番

ありがとうございました。

本当に、実際、建て替えした場合ですけども、本当に建設単価も年々上昇しているようでありますので、しかしながら、この事業を使えば、令和2年度内に実施設計に着手で、お金が下りるようでありますので、是非とも色々なことを想定しながら、前向きに検討頂きたいと思っております。

この質問については、以上で終わります。

2つ目は、温泉施設の今後の方向性についてであります。

温泉の運営につきましては、無償貸与していた会社の倒産による閉鎖があり、町内の様々な業者に迷惑をかけたことは非常に残念であり、記憶にも新しいところであります。

今回は、指定管理者制度にして、平成29年12月から再開しましたが、わずか1年半での閉館、撤退は想定外の結果かと思っております。

行政側からも、何度か温泉についての情報提供があったため、厳しい運営状況は聞いておりましたが、個人的には、撤退するとは思ってもみなかったところであります。

先日、8月28日に議会懇談会を開催しましたが、多くの町民から、温泉について沢山の意見、要望が出されました。

中には、「違約金は発生しないのか」という声や、「制度に問題があるのでは」という厳しい意見もありましたが、議会としても同意をしてきた経緯もありますので、議長を中心に町民の皆様丁寧に説明をしたところであります。

財政的にも、再開費用として、平成29年には約1億7千万円。

大規模改修等で平成30年に約5,900万円と多額の費用を投じてきましたが、まだ全てを改修・整備した訳ではありません。

しかし、町内の常連客の中には、早く再開してほしいという声があるのも事実だと思います。

今回の撤退については、様々な角度からの検証が必要と考えます。

町内唯一の観光施設である温泉の将来像について、町民の皆さんと時間をかけて議論したいとこのことですが、いつ頃までに検証を行い、町民とどのようにして議論を重ねるのか。

閉鎖直後でありますけれども、まだ詳しいことは決まっていなくてもいいかもしれませんが、現段階での町長の考えをお聞きします。

●議長

(11時58分)

町長。

●町長

ないえ温泉施設の今後の方向性ということで、これからのタイムスケジュールについてのご質問であります。

今回、8月末をもって、ないえ温泉が営業休止となり、前回平成29年12月の再開の後、1年9か月をもって再び休止に至ったということで、指定管理者の撤退を受け入れざるを得なかったことについては、私としても、本当に残念でならないことでもあります。

今回の事態を受けて、私自身としては、拙速に結論を出すのではなくて、地域の人口減少や、利用実態などを踏まえた上で、時間をかけて町民の皆さんや議会と議論し、今後の温泉のあり方を決めていかなければならないと考えたところであります。

議論に向けた準備作業は、現在、担当課において進めているところでありますけれども、議論をしていく上では、様々な情報、資料が必要であり、例として挙げるならば、今の温泉ホテルのフルスペックといいますか、全てを使うのか、それとも、町民の保養施設として温浴に限るのかといった場合、これは本当に例えばの例ではありますが、それぞれのランニングコストや改修費用などの情報、資料が必要であります。

そういうものの整理をするためにも、場合によっては、設計業者等の力を借りることもあるかもしれませんが、町財政の推移を見通すと、これは先ほどの庁舎の建設に向かってという議員の質問もそうですけれども、色々なことを考えた時に、それらもやはり、繰り返しますが、人口が減少していく中では、大きな要素といえると思っております。

このようなことから、情報を収集し整理するためにも、目安としては、今年度いっぱいしっかりと時間をかけて整理をしていきたいと思っておりますし、そのことをもって、来年度、町民の皆さん、議会と情報を共有して議論をしていく期間として、町全体へ幅広く、分かりやすく周知を行いながら、施設のあり方について、議論を行って参りたいというふうに考えております。

是非とも、同じ過ちを起こすことのないよう、しっかりと議論をすることが、私としては必要かと思っておりますので、是非、ご理解とご協力を頂きたいと思えます。

よろしく申し上げます。

●議長

(12時01分)

2番大関議員。

●2番

時間をかけて今後協議していきたいということでもありますので、そう本当に思います。

結果は、理由はどうであれ、2回続けて閉館に追い込まれたということは、やっぱりしっかりと思っていかなければいけないし、議会としてもしっかりと検証はしていきたいと思えます。

町のホームページにも、今、町長から答弁のあったことは、もう既に載っておりますので、近隣のお客さんについても、今後すぐ再開することはないかなというような方向で皆さん認識を頂いていると思えますので、もし今後、町民と議論する場におきまして、もし仮にアンケートでも取るような場合については、金銭的な分も含めて、もっと情報提供、色々なことを公表しながら、議論を重ねていって頂きたいと思えます。

やっぱり説明するこちら側が、再開したいと思っている時の言葉遣いと、再開したくないと思っている言葉遣いと違うと思うんですね。

中立的な立場で、色々なものを公表して、議論して頂くということが、好ましい方向だと思えますので、しっかりと情報を開示しながら、検証しながら、議論を進めていって頂きたいと思えますので、よろしくお願い致します。

●議長

(12時03分)

町長。

●町長

建設的なご意見ありがとうございます。

まさに、私が冒頭申し上げたとおり、平成2年にこのないえ温泉施設ができた時の奈井江町の人口規模、財政規模、そして近隣を取り巻く温泉施設、こういう観光施設等々の状況が大きく変わっております。

観光立件というようなことで、インバウンドうんぬんの話もありますけれども、そのことが奈井江町にとって、どういう形で影響するのかとか、奈井江町の皆さんがどれだけ利用しているのか、そこに、奈井江町の施策として、温泉の施設がどれだけの位置を

占めるのか、また、他の施策との重点項目としてのあり方はどうなのかとか、色々なことをしっかりと示した中で、議論していくことが必要だと考えておりますから、そのためにも、今、まちづくり計画等々と合わせて、皆さんからのご意見、そして私どもの職員の意見をしっかりと反映させるものを作り上げていきたいというふうに思っています。

ご理解を頂きたいと思います。

●議長 (12時04分)  
2番大関議員。

●2番  
しっかりと時間をかけて議論頂きたいと思います。  
2点目の質問について、以上で終わります。

●議長  
以上で、大関議員の一般質問を終わります。  
これで、町政一般質問を終わります。  
ここで、昼食のため1時10分まで休憩とします。

(昼休憩) (12時05分)

---

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑 (13時08分)

●議長  
会議を再開します。  
日程第6、報告第1号「補助団体監査結果報告について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長  
第3回定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。  
それでは、報告第1号について説明を申し上げますので、議案書の1頁をお開き下さい。  
詳細につきましては、別冊で配布をしてございます。  
後ほど、ご参照頂きたいと存じますが、7月25日、29日の両日、町が、平成30年度に財政支援を行いました54の事業のうち、少額補助等を除く38の事業について、監査が行われて、各事業とも、町からの補助を確実に収納し、目的に沿った執行がなされているとの報告があったところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第1号を報告済みと致します。

---

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(13時09分)

●議長

日程第7、報告第2号「令和元年度に公表する健全化判断比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2頁をご覧ください。

令和元年度に公表する健全化判断比率について、説明申し上げます。

令和元年度に公表します健全化判断比率については、平成30年度決算に基づき算定をされ、赤字額の規模を示す実質赤字比率、連結実質赤字比率については、全会計において、赤字、資金不足は生じてないことから、「該当なし」であります。

また、公債費の負担を示す実質公債費比率については14.1%、将来における負債の比率を示す将来負担比率については64.1%であり、いずれの比率につきましても早期健全化基準を下回っているところでございます。

以上、健全化判断比率について報告致しましたので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みと致します。

---

日程第8 報告第3号の上程・説明・質疑

(13時11分)

●議長

日程第8、報告第3号「令和元年度に公表する資金不足比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の3頁をご覧ください。

報告第3号について説明を申し上げます。

令和元年度に公表します資金不足比率については、平成30年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものであり、病院事業会計、下水道事業会計の2会計において、資金不足が生じてないことから、「該当なし」であります。

以上、資金不足比率について、報告致しましたので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第3号を報告済みと致します。

---

日程第9 報告第4号の上程・説明・質疑

(13時12分)

●議長

日程第9、報告第4号「令和元年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の4頁をご覧ください。

報告第4号「令和元年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」ということですが、本件につきまして、奈井江町教育委員会より報告がありましたので、町議会に報告をするものでございますが、その概要について、教育委員会事務局長より説明を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

第3回定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。

別冊でお配りしております令和元年度教育委員会事務事業の点検及び評価報告書につきまして、ご報告をさせていただきますので、1頁目をご覧くださいと思います。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告を行うものであります。

本年度、7月31日に開催致しました外部評価会議において、平成30年度に行いました事務事業に対し、各委員から貴重なご意見を頂き、本報告書にまとめたものでございます。

点検及び評価の対象項目につきましては、「平成30年度教育行政執行方針」に示しました施策の柱8項目に基づき実施した事務事業に教育委員会の開催状況を加えた9項目からなっております。

4頁をお開き下さい。

1つ目の「学校教育を充実します」では、6頁から9頁に渡ります13の事業に対しまして、それぞれ自己評価を行い、外部評価委員からの意見は10頁に記載をしております。

放課後学習支援や公設塾など学習支援の取り組みに対し、児童生徒が参加しやすい環境づくりに配慮しながら進めていただきたい。

英語教育では、英語指導助手活動の充実と子ども達が能力を高めていく取り組みを検討願いたいなど3点のご意見を頂いております。

2つ目の「豊かな心と健やかな体の育成を推進します」では、11頁から13頁に渡ります6つの事業に対しまして、外部評価委員からの意見は13頁に記載をしておりますが、農業体験や食育の推進では、生産者や地域との連携を大切に、農業体験学習を継続願いたい。

道徳教育の推進では、いじめや不登校が減少するなどの効果を期待するほか、児童生徒に考えさせながら意識が高まるよう取り組みを進めていただきたいとのご意見を頂いております。

14頁をご覧下さい。

3つ目の「快適な学習環境の整備を推進します」では、2つの事業に対しまして、児童生徒が安心して学校生活をすごせるよう、計画的に環境整備を願いたいとのご意見を頂いたところでございます。

15頁をご覧下さい。

4つ目の「多様な教育機会の支援を推進します」では、16頁に渡ります3つの事業に対しまして、入学前支給などを含め就学援助の取組みを継続願いたい。

高校の存続も大切だが、「町の子どもたち」への支援も必要。公平的な対応が難しい場合、現在の支援も見直す時期かと思う。中学校訪問時には高校の取組みなど素晴らしさをPRしていただきたいとご意見を頂いたところでございます。

5つ目の「子どもの健全な育成を推進します」では、18頁に渡ります4つの事業に対しまして、子どもを取り巻く様々な問題は人権に関わる内容のものが多し。機会あるごとに関わり人権教育の活動を深めていただきたい。

子ども達が生の芸術に触れる機会は継続願いたい。など3点のご意見を頂いているところでございます。

6つ目の「生涯学習活動を推進します」では、22頁に渡ります10の事業に対しまして、図書館の役割はとても大切。今後もブックスタート、ノーゲームデーなど工夫を凝らしながら実施をしていただきたい。

公民館講座、英会話講座で、段階を踏んで学習ができるなど、良いアイデアと思う。今後も魅力的な講座の開設を願いたいなど3点について、ご意見を頂いております。

7つ目の「楽しく参加できる生涯スポーツを推進します」では、24頁に渡ります4つの事業に対しまして、外部評価委員からの意見は25頁に記載をしておりますが、利用者の増減は、その時の状況で異なるが、各種事業では参加者が楽しめるよう工夫を積み重ねていただきたいとの、ご意見を頂いたところでございます。

8つ目の「個性豊かな芸術文化を推進します」では、26頁に渡ります3つの事業に対しまして、利用者の増減はあるものの、町民や近隣住民が優れた芸術文化に身近で触れられる機会の創出を続けていただきたいとのご意見を頂いております。

9つ目の「教育委員会活動状況」では、子ども達の成長、地域文化、スポーツの醸成・発展にご尽力願いたいというご意見を頂いたところでございます。

以上が、令和元年度教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告でございます。

各項目における外部評価委員から頂いた意見を受け止め、今後、事業内容の充実や改善に役立てながら、教育行政を推進して参りたいと考えております。

以上、報告書のご説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第4号を報告済みと致します。

---

日程第10 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時19分)

●議長

日程第10、議案第1号「令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の5頁をお開き下さい。

専決処分を行いました議案第1号、令和元年度一般会計補正予算（第3号）の概要について、説明を申し上げます。

今回の予算補正につきましては、奈井江中学校ソフトテニス部が、8月20日に開会をされました全国大会へ勝ち進んだことによる助成であり、108万2千円を追加し、一般会計予算の総額を46億8,243万1千円とし、8月8日付けでの専決処分を行ったところでございます。

それでは、歳出より説明を申し上げます。

9頁をお開き下さい。

10款3項2目その他中学校の教育振興に要する経費で京都府にて8月19日から22日に開催をされました中学校ソフトテニス全国大会出場に係る参加料や交通費など生徒8名分の助成金108万2千円を追加計上したところでございます。

なお、今回の予算補正に係ります財源につきましては、財政調整基金からの繰入金としたところでございます。

以上、補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第1号を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり承認されました。

---

日程第11 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時21分)

●議長

日程第11、議案第5号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の28頁をご覧ください。

議案第5号について説明を申し上げます。

本条例につきましては、国の幼児教育、保育の無償化を目的とした、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、本町の認定こども園に入所しております3歳から5歳の子供、0歳から2歳の住民税非課税世帯の子供の保育料を無償とする改正を行うほか、用語の整理などを行うものであります。

なお、3歳から5歳の子供の保育料に含まれていた副食分についてでございますが、

国は、一部の方を除き、引き続き保護者が負担するものとしてございますが、本町の認定こども園については、子育て家庭の負担軽減を図る町独自の取り組みとして、無償とするものでございます。

以上、条例改正の概要について、説明を申し上げます。  
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第5号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時23分)

●議長

日程第12、議案6号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案第6号について説明申し上げます。

議案書の31頁をお開き下さい。

本案につきましては、国の特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う用語の整理を行うほか、食事の提供に要する費用の取り扱い等について、改正を行うものであり、その詳細につきまして、担当課長より、説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

改めまして、第3回定例議会のご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第6号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明させていただきます。

別冊、議会資料の17頁、「資料5」をご覧くださいと思います。

はじめに、改正条例の第2条でございますが、国の基準改正に伴う、用語の定義を整備するものでございます。

続きまして、資料の22頁をお開き下さい。

第13条第4項の第3号では、特定教育・保育施設における食事の提供に要する費用の取り扱いを変更するものでございます。

これまで保育料に含まれておりました、3歳以上の保育認定の子どもに係る副食費につきまして、幼児教育・保育の無償化に伴い、食事の提供に要する費用として、保護者から支払いを受けることが出来る費用にすると共に、教育認定及び3歳以上の保育認定の子どものうち、年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の子どもに係る副食費を免除とする規定を設けるものでございます。

続きまして、資料の34頁をお開き下さい。

第42条第2項から第5項及び第8項では、0～2歳児を保育する小規模事業所であります特定地域型保育事業者におきまして、職員が病気などで保育できない場合の代替保育の提供や卒園後の受皿の確保などに係る連携施設の確保義務の緩和及び免除に関する規定を設けるものであり、役割分担、責任の所在が明確化されているなどの場合は、小規模保育事業者等を連携施設として可能とするほか、既に3歳以上児を受け入れている事業所内保育所は、連携施設の確保を不要とするものでございます。

資料の44頁をお開き下さい。

附則第4条では、特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる経過措置につきまして、期間を更に5年間延長するものでございます。

なお、本条例につきましては、令和元年10月1日からの施行とするものでございます。

以上、奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明致しました。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第13 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決**

(13時28分)

●議長

日程第13、議案第7号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案第7号について説明申し上げます。

42頁をご覧下さい。

本案につきましては、議案第5号と同様に、国の特定教育・保育施設におけます、3歳から5歳の子供と、0歳から2歳の住民税非課税世帯の子供の保育料を無償とする改正を行うほか、用語の整理を行うものでございます。

以上が、条例改正の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時29分)

●議長

会議を再開します。

日程第14、議案第2号「令和元年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の10頁をお開き下さい。

議案第2号「令和元年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」について説明申し上げます。

補正予算(第4号)につきましては、一般会計予算に2,160万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ47億404万円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出より説明を致しますので、18頁をお開き下さい。

1款、1項、1目の議会費では、議事録作成委託料29万2千円を追加計上。

2款、1項、1目の一般管理費では、行政情報システム接続機器の更新に係ります借上料21万4千円、マイクロソフトのオフィスの新バージョンへの更新負担金631万円を追加計上。

10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金190万円を追加してございます。

19頁をご覧下さい。

3款、1項、1目では、障がい者支援に要する経費で、障害者医療費、障害者自立支援給付費負担金の確定による過年度分の返還金で254万9千円を追加計上。

20頁にわたります2項、1目の保育所等広域入所に要する経費、学童保育事業に要する経費、障がい児通所支援に要する経費、加えて4目に入りますが、それぞれ負担金等の確定によります過年度分返還金を追加計上したところでございます。

4款、1項、3目では、葬斎場の火葬炉があるホールの換気扇の交換ということで、18万9千円を追加してございます。

21頁をご覧下さい。

4目では、保健センターの防火管理者講習受講料4千円を追加。

7款、1項、1目では、みなクルの外壁及び施設北側のドアの修繕料で25万4千円を追加しております。

22頁にわたります8款、2項、1目では、道路の維持管理に係わる委託料402万5千円、除排雪に係わる委託料260万6千円を追加計上したほか、4項、3目では、経年劣化により腐食を致しました、公園灯の修繕料で46万6千円を追加したところでございます。

10款、1項、1目では、欠員となっております教育委員1名の補充に係わる委員報酬20万4千円を追加計上してございます。

23頁をご覧下さい。

5項、5目では、コンチェルトホール天井スピーカーの修繕で154万5千円。

12款、1項、1目では、退職手当組合からの清算還付による財源振替を行ったところでございます。

引き続き、歳入について説明申し上げます。

15頁にお戻り下さい。

1款の町税でございますが、1項の町民税から5項の都市計画税まで、賦課の確定分により、合わせて6,204万3千円を追加しております。

9款地方特例交付金では、減収補てん分79万1千円、保育料の無償化に係る子ども・子育て支援臨時交付金583万5千円、合計662万6千円を追加。

10款の地方交付税では、普通交付税の確定により、4,241万7千円を減額したところであります。

12款の分担金及び負担金では、認定こども園入所運営費保護者負担金で583万5千円を減額計上。

葬斎場運営費負担金では6万7千円を追加したところでございます。

17款の寄附金でございますが、北良治様、田川靖一様、匿名希望の方1名の方からのご寄附により190万円を追加してございます。

17頁をお開き下さい。

20款の雑入であります。平成30年度の障害者医療費道費負担金追加交付金の6万円、退職手当組合事前納付金精算還付金で1,125万1千円を追加計上。

21款の臨時財政対策債では、金額の確定によりまして1,528万4千円を減額してございます。

以上におけます歳入歳出の差319万8千円につきましては、財政調整基金繰入金と同額追加をし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上が、補正予算の概要であります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 5議案一括上程・大綱説明

(13時36分)

●議長

日程第15、

認定第1号「平成30年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成30年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

説明は大綱説明とします。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、各会計の決算の概要について、説明を申し上げます。

別冊でお届けをさせていただきます、奈井江町一般会計等決算資料の2頁をお開き下さい。

まずはじめに、一般会計からでございます。

認定第1号、平成30年度一般会計決算の概要は、歳入総額49億9,722万7千円、歳出総額49億4,063万7千円、実質収支額が5,659万円であります。

歳出が、前年度比7億1,497万円12.6%の減。

歳入が、前年度比7億1,917万1千円12.6%の減となったところでございます。

予算の執行に当たりましては、社会変化に的確かつ迅速に対応し、町民生活の向上に向けた、まちづくり計画の推進を図ってきた一方で、健全財政の堅持に意を用いながら、経費の抑制と効率的活用に努めてきたところでございます。

引き続き、国民健康保険事業会計について、説明を致します。

認定第2号の平成30年度国民健康保険事業会計の決算概要であります、歳入総額

2億7,913万4千円、歳出総額2億7,212万3千円で、実質収支額701万1千円でございます。

歳出の主な内容は、広域連合負担金で、前年度比14.7%減の1億7,711万3千円。

歳入では、国民健康保険税で、前年度比0.7%増の1億1,196万8千円であります。

繰入金では前年度比17.3%増の8,363万4千円、諸収入で前年度比35.8%増の7,583万9千円となったところでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について、説明を致します。

認定第3号の平成30年度後期高齢者医療特別会計負担金の概要は、歳入総額9,861万4千円、歳出総額9,818万円であり、実質収支額43万4千円となったところでございます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度比4.5%増の9,764万6千円を支出。

歳入では、後期高齢者医療保険料で前年度比3.7%増の6,326万6千円、繰入金で前年度比5.8%増の3,459万6千円となったところでございます。

次に、下水道事業会計について、説明を致します。

認定第4号、平成30年度下水道事業会計の決算概要については、歳入総額4億4,511万8千円、歳出総額4億4,028万9千円、実質収支額482万9千円でございます。

下水道事業の主なものは、公共下水道の汚水柵新設4ヶ所、個別排水処理施設設置工事2ヶ所の整備を行って参りました。

なお、この整備により、平成30年度末の水洗化件数は、2,552件、下水道普及率、これは、合併処理浄化槽を含めた生活排水総合普及率でございます95.4%となったところでございます。

最後に、病院事業会計について、説明を致します。

認定第5号の平成30年度国民健康保険病院事業会計決算の概要であります。

収益的収支では、収入10億620万4千円、支出10億8,678万3千円です。

当年度の純損失が8,057万9千円となったところであり、資本的収支では、収入が1億6,959万4千円、支出が1億6,459万円で、収入支出同額となったところでございます。

平成30年度の単年度実質収支については9,971万6千円の赤字、30年度末の繰越実質収支が4,409万1千円の黒字となっております。

以上、5会計の平成30年度決算概要につきまして、一括して説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご認定下さいますよう、お願い申し上げます。

---

(大綱質疑)

●議長

5議案に対する大綱質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

---

(特別委員会の設置)

●議長

おはかりします。

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号については、議長、議選監査委員の竹森議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号から認定第5号については、議長、議選監査委員の竹森議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定しました。

おはかりします。

只今、付託されました認定第1号から認定第5号については、会議規則第45条第1項の規定により、9月11日までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号から認定第5号については、9月11日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩します。

(休憩) (特別委員会の正副委員長互選)

(13時44分)

---

(特別委員会の互選結果報告)

(13時47分)

●議長

会議を再開します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告を申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には大関議員。

以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに決定しました。

---

閉会

●議長

おはかりします。

9月6日から9月11日までの6日間は、委員会開催及び議案調査のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員会開催及び議案調査のため、9月6日から9月11日までの6日間は、休会とすることに決定致しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

なお、12日は、午前10時00分より会議を再開します。

大変ご苦労さまでした。

---

(13時48分)

令和元年第3回奈井江町議会定例会

令和元年9月12日（金曜日）  
午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 認定第1号 平成30年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成30年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第3号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第4号 奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第8号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 6 議案第9号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求
- 第 8 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 9 調査第2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第10 調査第3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	三本英司
副町	長	相澤公文
教育	長	萬博文
総務課	参事	碓井直樹
保健福祉課	参事	小澤敏博
会計管理	者	横山誠
企画財政課	長	小澤克則
町民生活課	長	馬場和浩
建設環境課	長	大津一由
産業観光課	長	辻脇泰弘
保健福祉課	長	石塚俊也
保健福祉課	課長補佐	鈴木久枝
教育委員会	事務局長	松本正志
町立病院	事務長	杉野和博
代表監査委員		中野浩二
農業委員会	会長	千徳信行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局	長	滝本静
議会庶務係	長	東藤美妃代

---

## 開会・挨拶

### ●議長

おはようございます。

第3回定例会最終日ご出席大変ご苦労さまでございます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番遠藤議員、5番石川議員を指名します。

---

## 日程第2 5議案一括上程・報告

### ●議長

日程第2

認定第1号「平成30年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成30年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、5議案を一括議題とします。

5議案については、決算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

### ●事務局長

(審査報告書)朗読。

### ●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。  
決算審査特別委員会、委員長、8番大矢議員。

(特別委員長 登壇)

● 8番

皆さん、おはようございます。

それでは、私より、平成30年度に関する決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告致します。

今ほど局長よりご報告がありましたので、一部省略して報告致します。

最初に審査の結論を申し上げますと、認定第1号「一般会計」、認定第2号「国民健康保険事業会計」、認定第3号「後期高齢者医療特別会計」、認定第4号「下水道事業会計」、認定第5号「病院事業会計」の決算について、全て全会一致をもって認定されました。

併せて監査委員の決算審査意見書についても適切であるとし、承認することに決定しました。

それでは、具体的に出されました主な意見、要望につきまして、ご報告申し上げます。まず最初に、一般会計の歳入についてであります。

町政運営の主たる自主財源である町税を始め、各使用料、そして他会計ではありませんが国保税、下水道使用料、企業会計の医療費等の徴収においても、職員の日々の努力を評価するものであります。引き続き、個々の滞納状況に応じた対策を講じ、収納率の向上に向け努力願いたい。

また、ふるさと納税については、町税や地方交付税の増加が見込めない中、町の大変貴重な財源であります。今後も返礼品やPR方法など多面的に一層の工夫をいただき、寄付額が増額することを期待いたします。

次に、一般会計歳出についてであります。

近年、自然災害が多発する傾向にあり、昨年の胆振東部地震は記憶に新しいところです。私どもも改めて日頃の備えの大切さを認識いたしました。

防災対策では、行政と地域が協働で取り組まなくてはならず、そのためにも住民一人ひとりが防災意識を高めることが重要です。

今後も防災訓練や防災セミナーなどを通じ、自助・共助の意識を高める取り組みを継続願いたい。

次に、子育て支援についてであります。

昨今、児童虐待による痛ましい事件が大変多く報道されております。

本町では保健師による家庭訪問や、こども園、学校など総合的に連携しハイリスク家庭を見守っていただいていることを評価するものであります。

引き続き関係機関との連携を強化し、本町に住む子どもたちが「子どもの権利に関する条例」に基づき、安心して健やかに成長できるよう願うものです。

また、こども園においては、1歳未満児の入所希望が増加しているようだが、待機児

童が出ないように今後も配慮願いたい。

次に、さくらまつりについてであります。

さくらまつりについては、町内外から1万人の来場があり、本町においての貴重な観光資源のひとつとなりました。

更に多くの方に来場いただけるよう関係機関と連携・協力いただきたい。

次に、温泉施設についてであります。

温泉施設は、新たな指定管理者のもと、平成29年12月にリニューアルオープンしましたが、本年8月末日を以って閉館となったことは誠に残念なことです。

温泉施設のあり方を検討するに当たっては、これまでの経過をしっかりと検証・分析し、住民へ公表したうえで議論をすすめていただきたい。

次に、農政については、平成30年度においては、全ての作物が不作となる残念な年となりましたが、本町のブランド品種「ゆめぴりか」は、北海道において、トップクラスの品質を維持していることに対し、生産者、関係機関のたゆまぬ努力に敬意を表するものであります。

引き続き、JA・関係機関との連携による、農産品ブランド化への支援、PRなどに努めていただくとともに、人口減少、経済のグローバル化の進展等農業を取り巻く情勢が大きく変化している中、農業者が必要な生産基盤整備に積極的に取り組めるよう継続的な支援を要望するものです。

次に、公営住宅についてであります。

公営住宅については入居率が低下している傾向にあります。入居基準の緩和やPRなどにより、入居率向上に努めていただきたい。

次に、奈井江商業高校支援についてであります。

これまで高校存続のために、あらゆる施策を実施してまいりました。その結果、平成27年度から年平均で30名以上の入学生があり、支援の効果はあったと報告されました。支援については検証を基に内容等、今後の方向性を検討いただきたい。

また、高校の魅力づくりに一層努力いただき、多くの子どもたちから選ばれる学校となることを期待するものです。

次に、公設塾についてです。

平成30年度が初めての取り組みとなります。

多くの子どもたちが参加し、学習意欲の向上と基礎基本の定着となるよう充実・強化に努めていただきたい。

次に、公営企業会計についてであります。

町立国保病院会計では、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域の安定した医療の確保などの努力を評価するものです。

また、入院患者が増となるなど経営努力は評価するところであるが、依然として厳しい経営状況であります。

今後策定される改革プランに向けた新たな見直し等も必要になると考えられることから、策定に向けた準備を進めていただきたい。

町立国保病院は、「健康と福祉のまち」の核となる施設であり、引き続き、地元医歯

会、近隣公立病院との連携を推進し、経営の健全化に努めていただきたい。

以上、意見・要望の概要を申し上げました。

これまでの経過とこの度の決算状況を十分に検証いただき「第6期まちづくり計画後期実施計画」を策定していただきたい。

また、委員会審議において出された意見要望も含めて、充分検討され対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告と致します。

---

## 認定第1号の討論・採決

(10時09分)

### ●議長

認定第1号「平成30年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

### ●議長

討論なしと認めます。

認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

### ●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 認定第2号の討論・採決

### ●議長

認定第2号「平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

### ●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 認定第3号の討論・採決

●議長

認定第3号「平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 認定第4号の討論・採決

●議長

認定第4号「平成30年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 認定第5号の討論・採決

●議長

認定第5号「平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第3 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時12分)

●議長

日程第3、議案第3号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第3回定例会最終日ご出席大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第3号について、説明申し上げます。

議案書の25頁をお開き下さい。

本案につきましては、職員の病気休暇等の取り扱いにつきまして、人事院規則に準拠をし、病気休暇の期間に関して、疾患により区分されていた上限期間を90日間に統一をし、また減額して支給される休職者の給与について、2年間支給される対象疾患を結核性疾患に限定をし、他の疾患については1年間に統一しようとするものでございます。

以上、議案第3号について、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第4、議案第4号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の26頁をお開き下さい。

議案第4号について、説明を申し上げます。

本案につきましては、国の住民基本台帳法施行令等の改正に伴います印鑑証明事務処理要領の改正に基づきまして、旧氏での印鑑登録や、印鑑登録証明書に旧氏の併記が可能となるよう、関係条文の改正を行ったところでございます。

次頁の中段になります付則をご覧頂きたいと存じます。

附則において、施行期日を、印鑑証明事務処理要領の施行日にあわせて、本年11月5日としたほか、奈井江町手数料条例の別表内における関係条文を改正するものでございます。

以上、条例改正の概要について、説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

日程第5、議案第8号「消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案第8号について説明を申し上げます。

議案書の52頁をお開き下さい。

本案につきましては、本年10月1日に施行される消費税等の税率引き上げに伴い、52頁に記載してございます14条例に規定する料金について、消費税の加算方法を内税方式から外税方式に変更することを目的に改正を行うものでございます。

1頁、お戻り頂きたいと思えます。

51頁の中段に附則を記載してございます。

附則の第1条では、施行期日を本年10月1日からにする一方で、第2条では経過措置を設けてございます。

各施設の使用申請は、半年先までできるようになってございますが、今回改正をする施設の10月以降の使用分につきましても、9月中に使用許可を行ったものについては、税率8%での料金とし、第2項では、既に外税方式となっている施設等々につきましても、同様の対応を行うべく、経過措置を設けたところでございます。

以上、議案第8号について、説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第8号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

日程第6、議案第9号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

議案書53頁をお開き下さい。

議案第9号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命につき、町議会の同意を求める。

令和元年9月5日提出、奈井江町長。

教育委員の選任同意議案についてご説明申し上げますが、教育委員につきましては、

行政改革の一環として、平成18年より、定員1名欠員として参りました。

この間、小学校の統合をはじめ、教育プランの策定等々、教育行政の重要課題に取り組んで参りましたが、私の町政に対する姿勢は、幅広く町民各位との意見交換と役場職員の活発な議論を通じたまちづくりであります。

今般の教育委員会改革におきまして、町長との関わりが更に強まるなど、教育行政の体制強化も図られてきたところであり、そのような状況だからこそ、欠員を解消し、委員による活発な意見交換の中で、教育行政の更なる充実を目指すことが必要と考えております。

このような状況の中で、今般、矢萩優子氏を任命致したく提案するものでありますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。  
議案第9号を採決します。  
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。  
本案は、これに同意することに決定しました。

---

日程第7 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時21分)

●議長

日程第7、意見案第1号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。  
事務局長。

●事務局長  
(意見案第1号) 朗読

●議長  
提案者の補足説明があれば、発言を許します。  
2番大関議員。

●2番  
それでは、私から補足説明をさせていただきます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であると考えます。

よって、皆様のご賛同をお願い申し上げまして、補足説明と致します。

●議長  
本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長  
質疑なしと認めます。  
討論を行います。

(なし)

●議長  
討論なしと認めます。  
意見案第1号を採決します。  
本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

---

日程第8 調査第1号の上程・付託

(10時25分)

●議長

日程第8、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号)朗読。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

---

日程第9 調査第2号の上程・付託

(10時26分)

●議長

日程第9、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号)朗読。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第10 調査第3号の上程・説明・付託**

●議長

日程第10、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第3号) 朗読。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

---

**閉会**

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

令和元年奈井江町議会第3回定例会を閉会致します。

大変ご苦労さまでした。

---

(10時29分)